

令和2年度 第7回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和2年9月10日(木) 午後3時			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (12人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	5番 福本 正博
	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之	9番 中本 敏彦
	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀	13番 福田 昌治
欠席委員 (1人)	4番 川崎 康晴			
出席推進委員 (11人)	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦	小前 茂雄
	松本 芳己	桑本 慎吾	馬野 進	入江 敏朗
	澤田 光秋	河上 幸徳	石賀 昭則	
欠席推進委員 (1人)	北中 善隆			
事務局	事務局長 山根 伸一、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第24号 非農地証明申請について 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度第7回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和2年度第7回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、4番川崎委員です。なお、推進委員の欠席者は北中委員です。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、3番村上委員、5番福本委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号19番 農地の所在 大字光好字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,036㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>譲渡人と譲受人は同世帯に暮らす親子で、本件農地を生前贈与するために申請されたものになります。農地取得後も今までどおり家族で耕作を継続されますので、農地の効率的利用が図られるものと判断します。</p> <p>以上の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>2ページをご覧ください。議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>申請番号4番 農地の所在 大字上伊勢字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積822㎡の内330.57㎡。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、申請</p>

事由は一般住宅になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人はご夫婦とお子さん3人の5人家族で、現在は申請地隣の賃貸アパートに住んでおられますが、手狭になってきたため居宅の新築を計画されました。申請地の他に3件の物件をあたられたそうですが、金額面や必要な面積等の条件が合わずに断念をされたそうです。そうした状況の中、お子さんが通学される小学校区内であること、現在の住居に隣接しているため、生活環境に影響が少ないことなどが土地選定の決め手となり、本件農地を転用申請されたものです。

4ページと5ページの説明図にありますように、申請地は西側を道路、北側と南側を住宅に囲まれており、東側の譲渡人が所有する転用残地部分以外には隣接する農地はありません。その残地部分については、これまでどおりに栗の栽培を継続されるため、住宅用敷地部分の北側約2.5m幅を通作路として利用する計画となっています。工期は許可日から4ヶ月間を予定されています。

資金調達計画については、土地の買収費、整地費、住宅建築費、その他の合計がおよそ [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地の周囲にはL型擁壁を設置し、造成面を擁壁の高さより10cmから15cm下げて施工するため、隣接地への土砂流出はありません。雨水については、西方向に向かって約1%の排水勾配をとり、西側道路境界沿いに浸透式の雨水側溝を設け地下浸透で処理、生活排水については、公共下水道に接続して処理する計画となっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地を含むエリアは北側を上伊勢集落、東側を加勢蛇川、南側を山陰道、西側を浦安集落に囲まれた10ha以上の集団農地内に位置することから、「第1種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、上伊勢集落と隣接しているため、既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものという「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。

申請番号5番 農地の所在 大字赤碕字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積430㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人2名で、夫婦の関係です。権利の区分は売買による所有権移転で、持ち分2分の1ずつでの共有、申請事由は一般住宅になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、

申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人はご夫婦とお子さん1人、妻の母の合計4人家族で、現在は町内の妻の実家に住んでおられますが、お子さんの成長に伴い手狭になってきたことから居宅の新築を計画され、本件農地を転用申請されたものです。

6ページと7ページの説明図にありますように、申請地の北側と西側は道路、東側は宅地と畑に接していて、南側は譲渡人自身が所有する畑となっています。工事の内容については、申請地は周囲との高低差がないため特別な造成は行わず、木造2階建ての住宅を建築し、北側に4台分の駐車スペースを整備する計画となっています。工期は許可日から6ヶ月間を予定されています。

資金調達計画については、土地買収費、住宅建築費等の合計がおおよそ [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水については、西側道路の既設側溝へ流して処理し、生活排水については、公共下水道に接続して処理する計画となっていますし、隣接農地と建築物との距離を4m確保しておられますので、周辺の営農条件に支障はないと考えます。また、東側と南側の隣接農地の所有者からの同意書も添付されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は上水道、下水道が埋設されている道路に接しており、「赤碕小学校」と「ことうらこども園」からの距離が500mを超えない、管理設道路沿道の区域となるため「第3種農地」に該当するものと思われ、「原則許可」と判断されることから転用はやむを得ないと思われ。

申請番号6番 農地の所在 大字赤碕字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積396㎡。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、申請事由は一般住宅になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人はご夫婦とお子さん1人の3人家族で、現在は町内の借家に住んでおられますが、今後のお子さんの成長も見据えて、妻の実家やこども園から近い申請地で居宅の新築を計画され、本件農地を転用申請されたものです。

8ページと9ページの説明図にありますように、申請地の南側と西側は道路、東側は宅地に接していて、北側については現在畑となっていますが、この後で議案説明を行う申請番号7番で駐車場への転用申請が出ています。工事の内容については、申請地は周囲との高低差がないため

特別な造成は行わず、地盤補強工事を行ったうえで木造2階建ての住宅を建築し、西側道路に面した部分に4台分の駐車場を整備する計画となっています。工期は許可日から6ヶ月間を予定されています。

資金調達計画については、土地買収費及び住宅建築費等の合計がおおよそ[]円で、それに見合う金融機関の融資証明書と、妻の父からの贈与金[]円に見合う残高証明が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水については、自然流下及び西側道路の既設側溝へ流して処理し、生活排水については、公共下水道に接続して処理する計画となっています。また先程も説明しましたように、北側隣接農地は本件住宅建築までに駐車場へ転用予定となっていますので、周辺の営農条件に支障はないと考えます。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は上水道、下水道が埋設されている道路に接しており、「赤碕小学校」と「ことうらこども園」からの距離が500mを超えない、管理設道路沿道の区域となるため「第3種農地」に該当するものと思われ、「原則許可」と判断されることから転用はやむを得ないと思われま。

申請番号7番 農地の所在 大字赤碕字[]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積231㎡。申請地は外に畑1筆があり、2筆の合計面積は413㎡になります。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、申請事由は駐車場になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は電気通信工事業を営営しておられ、現在は従業員宅隣の空き地を駐車場として利用されています。その従業員の方が住宅を新築することとなり、現在の駐車場では管理上の不安が出てくることから、従業員の個人新築住宅の隣に位置し、譲受人自身の住居からも近い申請地に駐車場を整備することを計画され、転用申請されたものです。

8ページと9ページの説明図にありますように、申請地の西側は道路、東側と北側は宅地に接していて、南側については現在畑となっていますが、申請番号6番で議案説明を行いましたように宅地への転用申請が出ています。工事の内容については、敷地全体の表土を20cm鋤取り真砂土を敷きならした後で、業務用の工事車両や、従業員の個人車両9台分の駐車場を整備する計画となっています。なお、舗装工事や建築物を設置される予定はありません。工期は許可日から5ヶ月間を予定されています。

資金調達計画については、転用事業の必要経費が[]

円で、それに見合う残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水については、自然流下及び西側道路の既設側溝へ流して処理する計画となっています。また先程も説明しましたように、隣接農地は本件駐車場整備と同時に宅地への転用予定となっていますので、周辺の営農条件に支障はないと考えます。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は上水道、下水道が埋設されている道路に接しており、「赤碕小学校」と「ことうらこども園」からの距離が500mを超えない、管理設道路沿道の区域となるため「第3種農地」に該当するものと思われ、「原則許可」と判断されることから転用はやむを得ないと思われま。

申請番号8番 農地の所在 大字丸尾字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,010㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の太陽光発電事業を行う法人です。権利の区分は売買による所有権移転、申請事由は太陽光発電設備になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用自由の詳細について説明します。申請地の現況は休耕となっていて、耕作再開の見込みが立たずに維持管理に苦慮していた譲渡人と、太陽光発電事業の事業用地を探していた譲受人との間で合意が成立し、転用申請されたものです。事業用地の選定については、申請地を含む5件の土地をあたられたそうですが、事業に必要な面積や周辺の民家への影響など、全ての条件を満たす土地が本件申請地しかなかったということでした。

工事の内容については、太陽光パネルを312枚、パワーコンディショナー9台のほか発電に必要な施設整備を行い、新設する引込電柱に送電する計画です。また申請地はおおむね平坦地となっていますので、造成工事は表土を軽く均す程度で、大規模な工事を行う予定はありません。工期は許可日から6ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から21年間となっています。

資金調達計画については、土地買収費及び太陽光発電施設設置工事費の合計が [REDACTED] 円余りで、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水については、地下浸透及び北東側に隣接する排水路へ放流して処理する計画で、汚水が発生することはありません。土砂流出への対策については、既存の畦畔を利用するとともに、隣接地からの緩衝地を設けた外周にフェンスを設置して周囲への流出を防ぐ計画となっていますし、雑草対策として除草剤を散布される予定です。また、隣接農地の地権者からの同意書も添付されています。

なお、太陽光発電施設を設置する際の事業認定については、平成30年5月7日付で認定済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良の該当がなく、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。

申請番号9番 農地の所在 大字浦安字■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積523㎡の内60.98㎡。申請地は外に田2筆があり、3筆の合計面積は96.60㎡になります。貸人は琴浦町内の個人と琴浦町外の個人の2名、借人は琴浦町外の法人です。権利の区分は賃貸借権と使用貸借権、申請事由は■■■■■擁壁改修工事の足場等設置になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。借人は申請地隣の■■■■■模様替工事を請け負い、その工事の一環として敷地周囲の擁壁改修を行うこととなりました。その擁壁を調査したところ材質にアスベストが含まれていたことから、隣接農地への飛散防止ネット及び足場の設置が必要となり、転用申請をされたものです。

工事の内容について説明しますので、12ページと13ページの説明図をご覧ください。■■■■■の西側全体に設置されている擁壁と、北側に設置されている擁壁の一部を改修するため、その部分に沿って飛散防止ネットを設置して単管で固定する計画となっています。また、擁壁から65cmから185cmの幅で支えの単管を設置し、それぞれの単管の下には敷板を設置されるということです。工期は許可日から5ヶ月間を予定されています。

資金調達計画については、擁壁改修費及び足場設置費等の合計がおよそ■■■■■円で、それに見合う金融機関の残高証明が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地には足場等の単管や敷板を設置するだけですので、隣接地への土砂や雨水の流出はありませんし、既設の擁壁にシート等を設置するというものですので、隣接農地への日照等にも影響はないと考えます。

農地区分の決定根拠について説明します。12ページの説明図にもありますように申請地は、琴浦町役場から300m以内の市街地の区域内に位置していることから、「第3種農地」に該当するものと思われ、「原則許可」と判断されることから転用はやむを得ないと思われます。以上です。

<p>議長 久米委員</p>	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>9月1日に入江委員と浜川係長、自分の3人で現地を確認行いました。</p> <p>申請番号4番について報告します。現地は南北両隣を宅地に囲まれた栗畑でした。転用残地となる申請地東側部分は、今後も栗畑として耕作を続けられるということでしたので、軽トラが出入り可能な通作路が確保される計画となっています。また雨水についても、西側の道路に側溝を設けて処理されるということでしたので、周辺農地への影響はないと感じましたし、上伊勢の集落内の農地ということもあり、転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>申請番号5番について報告します。現地は休耕状態となっており、雑草が背丈ほどの高さに伸びていて、周辺の農地も同様に雑草が生い茂っているといった状態でしたので、耕作を再開するのは難しいと感じました。また、宅地化が進んでいる区域内に申請地が位置していることから、周辺農地への影響もないと感じましたので、転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>申請番号6番と7番について報告します。この2件の申請地は隣接する農地で、現場は休耕状態となっていました。いずれの申請地も申請番号5番の申請地から南へ50m程の距離に位置していて、周辺の状況については先程報告をしたとおりです。申請者の奥さんのご両親の実家もすぐ近くで、「赤碓小学校」や「ことうらこども園」にも近いことから、生活しやすい環境でもあると感じましたし、隣接している農地はありませんので、転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>申請番号8番について報告します。申請地は洗川の東側に位置する田ですが、長年耕作されていないといった様子で、隣接する農地も同様に休耕状態となっていました。事務局の説明にもありましたように土地改良も行われておらず、周辺には農地転用が許可された太陽光発電設備がすでに設置されていましたので、転用はやむを得ないと考えます。</p> <p>申請番号9番について報告します。申請地は徳万、保、浦安の住宅地の中心に位置する農地で、西側及び北側の農地は耕作中となっています。場所にもよりますが、改修工事が行われる擁壁は人の背丈程度の高さです。もともと存在する擁壁に沿って足場等を設置しても営農に直接的な影響はないと感じましたし、改修工事に伴う有害物質の飛散を防止するために必要な措置であることから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p>

事務局	<p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第24号 農地法第2条第1項の規定による申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>14ページから18ページをご覧ください。議案第24号 農地法第2条第1項の規定による申請について 非農地証明です。農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p> <p>整理番号1番 農地の所在 大字八幡字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに田、面積 46㎡、判定地目 宅地。利用状況は、「平成元年頃に車庫を建築したさいに一部進入路として使用し、あじさい等を植え宅地の一部として使用しており現在に至る。」というものになります。申請人は琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「人為的な潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>なお申請地は農用地区域外に位置しており、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。</p> <p>整理番号2番 農地の所在 大字中津原字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畑、面積 155㎡、判定地目 山林原野。利用状況は、「畑に行く道が無く、放置したら竹林になった。」というものになります。申請人は県外在住の個人です。申請人は30年以上前に申請地を相続されたそうですが、県外に在住していることや通作路がないことから耕作できずに放置していたところ、周囲の山林が侵食し竹林となってしまったということでした。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>なお申請地は農用地区域外に位置しており、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。</p>
議長 久米委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>9月1日に入江委員と浜川係長、自分の3人で現地を確認行いました。</p> <p>申請番号1番について報告します。申請地は下市集落内の民家の隣に位置し、民家の車庫と道路に挟まれた幅1～2メートル、長さ20メートルほどの細長い形をした狭い土地でした。申請者の自宅への入口部分</p>

<p>議長</p>	<p>には舗装がしてあり、その他の部分には西側の宅地部分と連続して庭木などが植栽されていました。長年農地として使用されておらず、耕作再開も見込めないことから、非農地と判断しても問題はないと考えます。</p> <p>申請番号2番について報告します。申請地は上三本杉集落の南東に位置し、その場所へは川を渡って行かなければなりません、川の向こう側には農地が存在していないため、通作路も残っていないといった状態でした。周囲は山林化が進んでいて、申請地も長年耕作されていなかったことから竹林となっていましたし、隣接地も以前は農地だったということですが、現在は植林されて数十年が経過しているといった状態でしたので、非農地と判断しても問題はないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第25号 農用地利用集積計画についてですが、関係委員の小前委員は退席をお願いします。</p> <p>(小前委員の退席を確認)</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第25号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>19ページをご覧ください。議案第25号 農用地利用集積計画について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>申請番号604番 農地の所在 大字槻下字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積744㎡。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は畑、10a当りの借賃は [REDACTED] 円、期間は令和2年9月11日から令和5年9月10日までの3年間、新規。権利種別は賃貸借権、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号604番の外1筆と、申請番号605番から44ページの申請番号723番までの外49件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、43ページの申請番号721番から44ページの申請番号723番までの3件です。</p> <p>45ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>申請番号651番 農地の所在 大字上伊勢字 [REDACTED]、登記簿地</p>

	<p>目、現況地目ともに畑、面積31㎡。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は畑、10a当りの借賃は無償、期間は令和2年9月11日から令和5年9月10日までの3年間、新規。権利種別は使用貸借権、内容は芝となっています。</p> <p>申請番号651番の外1筆と、申請番号652番から80ページの申請番号725番までの外68件についてはご覧のとおりですが、申請番号655番、664番、696番は欠番となっています。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、80ページの申請番号724番と申請番号725番の2件です。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
(石賀英男委員より挙手あり)	
石賀英男委員	<p>43ページの申請番号721番について質問します。借賃がかなり高額となっていますが、何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この案件は貸付人名義の農地を、中間管理事業で貸付人が経営する法人に貸し出すというものになりますが、金額が設定された理由についてまでは把握していません。</p>
石賀英男委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>借賃は10a当たりの金額で間違いはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>間違いはありません。</p>
議長	<p>分かりました。その他に何か質問等はありませんか。</p>
	<p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p>
	<p>(全農業委員が挙手)</p>
	<p>全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
	<p>(小前委員の復帰を確認)</p>
	<p>その他に移りたいと思います。9月1日に行われた農家相談日の報告を久米委員にお願いします。</p>
久米委員	<p>(農家相談2件報告)</p>
議長	<p>次に、「令和3年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案について」、農政委員会副会長の丸山委員に説明をお願いします。</p>
丸山委員	<p>(令和3年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案について説明)</p>
議長	<p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありました</p>

らお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして、令和2年度第7回琴浦町農業委員会総会を終了します。